

道路照明灯補助金交付要綱(防犯灯)

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路上における各種犯罪を防止するため、防犯灯を設置及び維持管理する者に、本市が補助金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

2 防犯灯の設置及び維持管理の費用に対する補助金については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 道路上における各種犯罪を防止するために、地域団体が設置及び維持管理する照明器具、ポール及び安定器等をいう。
- (2) 一般防犯灯 次号に規定する広告付防犯灯以外の防犯灯をいう。
- (3) 広告付防犯灯 広告付きの防犯灯をいう。
- (4) 建替 既設の防犯灯を撤去し、新たに防犯灯を設置することをいう。

(補助金交付対象団体)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象団体は、町内会、自治会、自治協議会その他これらに類する地域団体（以下「町内会等」という。）とする。

(補助金交付対象防犯灯)

第4条 補助金の交付対象防犯灯は、一般防犯灯及び広告付防犯灯とし、以下の全ての条件を満たしているものとする。

- (1) 福岡市が管理する道路又は市長が認める道路を照らすものであること。
- (2) 常夜灯であること。
- (3) 九州電力との契約種別が公衆街路灯契約であり、かつ、1つの照明器具当たり（以下「1灯当たり」という。）の契約ワット数が200ワット以下のものであること。

(補助金交付対象事業)

第5条 補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。なお、補助区分は別表1のとおりとする。

(1) 設置等事業

町内会等が行う防犯灯の新設（広告付防犯灯の新設を除く。）、建替、移設、撤去事業

(2) 維持管理事業

町内会等が行う防犯灯（広告付防犯灯を除く。）の維持管理事業

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 設置等事業にかかる補助金（以下「工事費補助金」という。）の額

ア 新設及び建替工事（いずれもLED照明器具の設置に伴う工事に限る。）については、工事費の3分の2以下、その他の工事については工事費の2分の1以下とし、別表2に掲げる1灯当たりの上限額の範囲内とする（100円未満切り捨て）。

イ 防犯灯の管球の交換及び安定器交換等の修理に要する費用は、対象外とする。

(2) 維持管理事業にかかる補助金（以下「管理費補助金」という。）の額

九州電力との契約ワット数に応じ、別表3に掲げる補助金単価に、年度当初に町内会等が維持管理している防犯灯（広告付防犯灯を除く。）の照明器具の数を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める必要書類を市長に提出しなければならない。

(1) 工事費補助金

ア 防犯灯工事費補助金交付申請書 兼 事前協議申請書

イ 防犯灯工事内訳書

ウ 防犯灯工事現場地図

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 管理費補助金

ア 防犯灯管理費補助金交付申請書

イ 九州電力請求書又は領収証の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を初めて受けようとする町内会等は、前項に定める必要書類に役員名簿及び会則を添付しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めた場合は、補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた町内会等は、事業完了後速やかに、実績報告書その他市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

(工事費補助金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査を行った上で、交付すべき工事費補助金の額を確定し交付する。

(管理費補助金の額の確定及び交付)

第11条 管理費補助金は、審査を行った上で、交付すべき額を確定し前金払いで交付する。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者（補助金の交付を受けて防犯灯の設置及び維持管理を行う町内会等をいう。以下同じ。）は、規則第6条第1項第1号の規定による承認を受けようとするときは、補助金交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、警察への照会確認を行うため、申請者に対し氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

ただし、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断される場合は、これを延長することができる。

防犯灯補助金交付要領	昭和48年	4月	1日制定
	昭和49年	6月	1日一部改定(補助金額)
	昭和50年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和51年	6月	1日一部改定(補助金額)
	昭和52年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和53年	10月	1日一部改定(補助金額)
	昭和54年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和55年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和56年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和60年	4月	1日一部改定(補助金額)
	昭和62年	4月	1日一部改定(補助金額)
	平成4年	4月	1日一部改定(補助金額)
	平成8年	4月	1日一部改定(補助金額)
	平成16年	4月	1日一部改定(補助金額)
防犯灯補助金交付要綱	平成22年	4月	1日制定
	平成24年	4月	1日改定(補助金額その他)
	平成25年	4月	1日改定(直接補助化その他)
	平成26年	4月	1日改定(広告付防犯灯その他)
	平成28年	4月	1日改定(補助項目の追加その他)

別表1 補助区分

補助項目		種別	一般防犯灯	広告付防犯灯
設置等事業 (工事費)	新設		○	×
	建替		○	○
	移設		○	○
	撤去		○	○
維持管理事業 (管理費)			○	×

※ ○は補助対象 ×は補助対象外

別表2 工事費補助金上限額 (1灯当たり)

工事 項目別 設置別	新設・建替		移 設		撤 去	
	共架式	15,000円		7,000円		2,000円
ポール式	照明器具 +ポール	37,000円	照明器具 +ポール	18,000円	照明器具 +ポール ・ ポールのみ	5,000円
	ポールのみ	22,000円				
	照明器具のみ	15,000円	照明器具のみ	7,000円		

- (1) 新設・建替におけるLED照明器具は消費電力10ワット以下を標準とする（ただし、周辺の状況を考慮し、上限を20ワットとすることがある。）。なお、20ワットを超えるLED照明器具を設置する場合は、事前に市長の承認を得ること（その場合の上限は40ワットとする。）。
- (2) 防犯灯（LED照明器具のものに限る。）の建替については、設置後概ね10年を経過したものを工事費補助金の対象とする。
- (3) 以下の場合は、工事費補助金の対象外とする。
 - 1 前年度以前に完了した工事。
 - 2 管球の交換及び安定器交換等の修理。
 - 3 事前に交付決定を受けずに行われた工事。

別表3 管理費補助金単価

九州電力との契約ワット数	補助金単価
10ワット	1,000円
20ワット	1,300円
40ワット	1,800円
60ワット以上	2,400円

- (1) 管理費補助金の交付対象は、4月1日時点において町内会等が維持管理している防犯灯とし、その証として九州電力の年度当初（4月又は5月）の請求書又は領収証の写しを申請書類に添付する。
- (2) 契約ワット数200ワットを超える機器は、管理費補助金の対象としない。
- (3) 新設した防犯灯に対する管理費補助金は、新設の次年度より交付する。